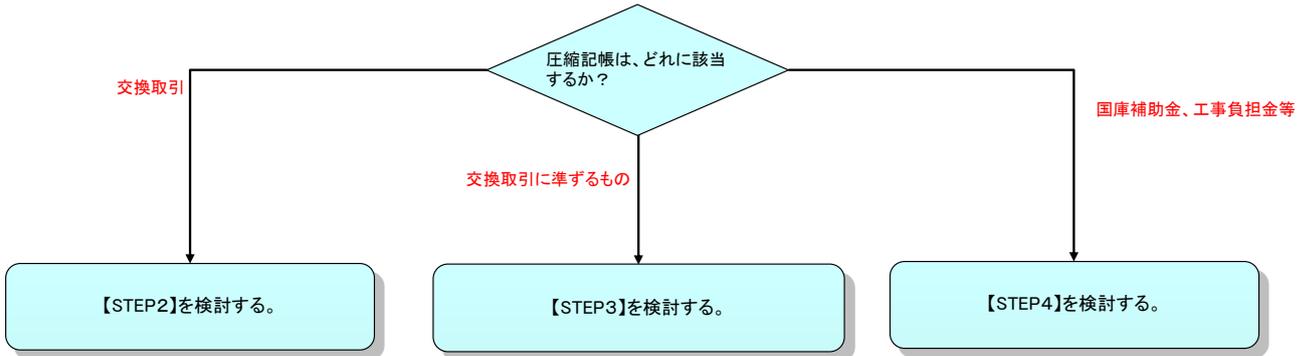


フロー・チャートを使って学ぶ会計実務【第31回】「圧縮記帳」

(※圧縮記帳に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

【STEP1】
圧縮記帳の分類



【STEP2】
交換取引

【STEP1】から

(1) 会計処理
 交換取引の圧縮記帳の税務処理では、原則、交換取得資産の取得原価から圧縮損相当額を直接控除する(直接減額方式)。また、交換取得資産の取得価額について、圧縮損相当額を直接控除しないで、譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額とその交換取得資産の取得のために要した経費との合計額に相当する金額を下らない金額を交換取得資産の取得価額とすることも認められている(※)。

会計上、直接減額方式は、取得原価を減額するため、取得原価主義の考え方に照らして適切ではない。

そして、会計上は、交換取得資産の取得価額を、譲渡資産の譲渡直前の帳簿価額と取得のために要した経費の合計額とする処理(※)と同様の会計処理)が適切であると考えられている。

したがって、自己所有の固定資産と交換に同一種類・同一用途の固定資産を取得したときは、資産間の連続性又は同一性が認められるので、譲渡資産の帳簿価額を取得資産の取得価額として処理した場合(※)と同様の会計処理とした場合)、監査上妥当なものとして取り扱うとされている。

(2) 表示
 交換取引の場合、譲渡資産の帳簿価額がそのまま取得資産の取得価額とされるため、圧縮損及び譲渡益に関する損益表示の問題は生じない。

【STEP3】
交換取引に準ずるもの

【STEP1】から

(1) 会計処理
 取用等による圧縮記帳の場合、税務上、直接減額方式と圧縮記帳方式が認められている。

【STEP2】で解説したとおり、直接減額方式は、取得原価を減額するため、取得原価主義の考え方に照らして適切ではない。そのため、会計上は、積立金方式が望ましい。

しかし、取用等により資産を譲渡し新たに取得した資産が、譲渡資産と同一種類、同一用途である等取得資産の価額として譲渡資産の帳簿価額を付すことが適当と認められるときに、譲渡益相当額をその取得価額から控除した場合(直接減額方式)は当面、監査上妥当なものとして取り扱う。

なお、取用等により資産を譲渡した事業年度に圧縮対象資産を取得できなかった場合の圧縮記帳見込額は、未決算特別勘定等の適当な科目で貸借対照表の負債の部に計上する。

(2) 表示
 交換取引に準ずる取用等に伴う代替資産の取得や、特定資産の買換え等による固定資産の取得の場合、本来なら、損益計算上、圧縮損と譲渡益とを相殺表示することが望ましいが、両建表示しても監査上妥当なものとして取り扱う。

また、交換取引に準ずるものの場合、取得資産につき圧縮記帳を行った旨及び圧縮額を財務諸表に注記する。なお、当該注記は、圧縮記帳が行われた事業年度の財務諸表についてのみ行えば足りる。

フロー・チャートを使って学ぶ会計実務【第31回】「圧縮記帳」

(※圧縮記帳に関する全ての論点を取り扱っているわけではありません。)

【STEP4】
国庫補助金、
工事負担金等

【STEP1】から

(1) 会計処理

国庫補助金、工事負担金等による圧縮記帳の場合、税務上、直接減額方式と圧縮記帳方式が認められている。

【STEP2】で解説したとおり、直接減額方式は、取得原価を減額するため、取得原価主義の考え方に照らして適切ではない。そのため、会計上は、積立金方式が望ましい。

しかし、国庫補助金、工事負担金等により取得した固定資産について、国庫補助金、工事負担金等に相当する金額をその取得価額から控除した場合(直接減額方式)も企業会計原則注解24の趣旨に照らして、監査上妥当なものとして取り扱う。

また、保険差益についても、保険金等で同一種類、同一用途の固定資産を取得した場合には、直接減額方式も監査上、妥当なものとして取り扱う。

なお、国庫補助金、工事負担金等を受けた事業年度に圧縮対象資産を取得できなかった場合の圧縮記帳見込額は、未決算特別勘定等の適当な科目で貸借対照表の負債の部に計上する。

(2) 表示

国庫補助金や工事負担金等についても、【STEP3】の交換取引に準ずるものと同様に本来なら、損益計算上、圧縮損と受入益とを相殺表示することが望ましいが、両建表示しても監査上妥当なものとして取り扱う。

また、国庫補助金、工事負担金等について、貸借対照表の表示において取得原価が国庫補助金等に相当する金額を控除した残額のみを記載する場合、取得資産につき圧縮記帳を行った旨及び圧縮額を財務諸表に注記する。